

1

（配点：100点）

次の文章を読んで以下の設問に答えなさい。なお、この問題は法学の知識を問うものではない。

この百年あまりの間に、金融機関は極めて簡単に個人へ金を貸すようになった。現代の日本では、生活費の確保に苦しむ貧困層でさえ、簡単に金を借りられる。たとえば、日本弁護士連合会（日弁連）は、生活費の不足から多重債務に陥り、ホームレスとなった大阪府の横山克郎さん（仮名）について、次のように報告している。

「フルタイムで働いても家庭を維持するだけの収入を維持することが困難であった横山さんが最初に頼ったのは、公的扶助ではなくて消費者金融であった。横山さんにとっては、消費者金融のみが自分の窮状を救ってくれる存在だったのである。」

こうした事実に基づいて、日本の公的扶助の不十分さがしばしば批判される。生活保護をはじめとするセーフティネットがきちんと整備されていないから、貧困に苦しむ人々がサラ金（※）を利用せざるを得ないのだ、だから公的扶助を拡充すべきである、と。

確かに、窓口で申請者を追い返すことが推奨されるような生活保護行政は、是正されねばならない。しかし、ここでは少し問い方を変えてみたい。そもそも、なぜサラ金は、横山さんのような低所得者に金を貸したのだろうか。営利を目的とするサラ金だけが、貧困に陥った個人の窮状を救ってくれる存在だったというのは、よく考えてみると相当に奇妙な事態ではないか。いうまでもなく、貧しい人ほど借金の返済能力は低い。返済能力が低ければ、債務不履行のリスクが高いと判断されるので、どうしても貸し手に敬遠されてしまう。貧困に陥った個人が金融機関から金を借りるのは、本来なら極めて困難なはずである。

発展途上国を対象とする開発経済学では、望んでも金を借りられない貧困層に対し、金を貸して所得を増やす機会を提供することを「金融包摂（financial inclusion）」と呼び、重要な論点としてきた。金融包摂の成功事例として注目を集めたのが、バングラデシュのグラミン銀行である。同銀行は、貧困者を5人グループにまとめて資金を貸し付け、返済の連帯責任を負わせることで円滑な貸金回収を実現した。金利は年20%だったから、現在の大手サラ金よりも高利である。

だが、この方式を編み出した創設者のムハマド・ユヌスは、貧困削減への貢献を理由に、2006年にノーベル平和賞を受賞している。貧困者に無担保で少額の資金を貸し付けること（これをマイクロ・クレジットと呼ぶ）は、成功すればノーベル賞が与えられるほど、困難な事業だったのである。

にもかかわらず、日本のサラ金は、フルタイムで働いても家計を維持できなかった横山さんに金を貸し付け、金融的に包摂していた。なぜ純粋な営利企業であるはずのサラ金が、貧困層を金融的に包摂するに至ったのか。

（小島庸平『サラ金の歴史』中央公論社 2021 年より抜粋。出題にあたり一部省略・変更）

※サラ金：サラリーマン金融の略称。個人向けの小口融資を短期無担保で行う貸金業（消費者金融）のことで、当初の利用者がサラリーマン中心であったことからこの呼び名がついた。1970 年代後半以降、高金利や過酷な取立てに追い込まれた多重債務者の自殺や一家離散が、「サラ金地獄」という名称で社会問題化する。そのため、厳しい規制下におかれるようになった今でも、いわゆるヤミ金（違法貸金業者）と混同されることがある。

設問 1 以上の文章を 10～15 行程度に要約せよ。要約にあたっては、文章中で展開される事実関係を整理した上で、著者が何を問題としているのかを明らかにすること。

設問 2 日本の貧困対策において今必要なことは何だろうか。上の要約を踏まえ、自分の考えを——そう考える理由を付して——論じなさい。